

健保組合からのお願い

自動車事故などにあわれたことによる外傷性疾患（ケガ）の負傷原因照会にご協力ください！

健康保険組合では、被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を、公平かつ適切に運用し、医療費の適正化を図る一環として、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）の点検を行っておりますが、外傷性疾患（ケガ）の原因が、交通事故等の第三者の行為による外傷ではないか、労働災害や通勤災害に該当していないか等の確認のために照会文書を送付しております。

このたび、さらなる医療費適正化対策として、点検の一部である外傷性疾患（ケガ）の負傷原因照会を外部専門業者と提携することになりました。

つきましては、提携業者（株式会社大正オーディット）より皆さまのもとへ書面で外傷性疾患（ケガ）の状況確認について照会させていただく場合がございますので、恐れ入りますが照会があった場合は、速やかにご協力賜りますようお願いいたします。

なお、照会の結果、第三者の行為による外傷と判明した場合は、外部専門業者より改めてご連絡をさせていただきます。照会時期は、レセプトの流れの関係で、医療機関での受診後2～3ヵ月後になります。

～ 自動車事故にあわれたときは健康保険組合へ連絡しましょう ～

自動車事故など第三者の行為が原因でケガをしたときの医療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、健康保険が一旦立て替えて支払し、後日、加害者（または加害者が加入する保険会社）に対して請求することになります。その際は、「第三者の行為による届出」の書類をご提出いただく必要がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

委託業者：株式会社 大正オーディット

株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

業務委託により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、診療報酬明細書（レセプト）の点検に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約を締結しております。